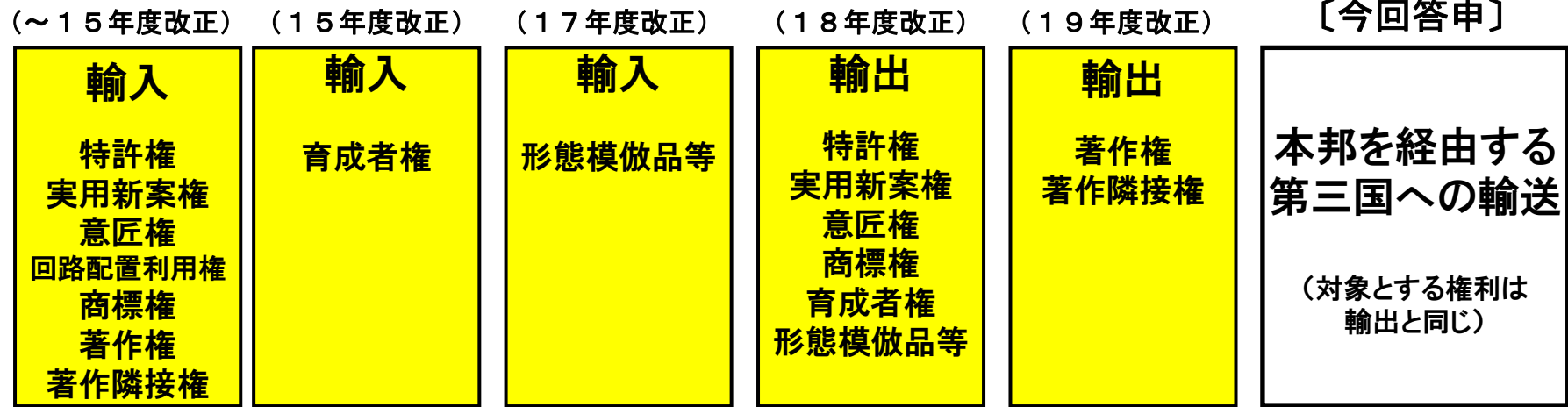


本邦を經由して第三国へ輸送される知的財産侵害物品の水際取締り

知的財産侵害物品の水際取締りの対象拡大



模倣品・海賊版拡散防止条約 (ACTA (注)) 交渉

- ①国際協力の推進
- ②知的財産権に係る執行の強化
- ③水際取締りを含む法的枠組みの構築
 水際取締りについては、輸入・輸出に加え、
 第三国への輸送 (通過) を取締対象として検討

(注) Anti-Counterfeiting Trade Agreement :
 2005年のG8グレンイーグルス・サミットにおいて、小泉首相
 (当時) が提唱し、本年冬より、関係国間で協議開始。

模倣品・海賊版を侵害発生国から他国
 で積み替えて輸出を行うなどの新たな
 手口が外国で発生
 ↓
 本邦を經由して第三国へ輸送される知的
 財産侵害物品の水際取締りの必要性

